

報告第6号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

（処分事項）

1 損害賠償の額の決定

損害賠償額 1,056,891円

2 相手方

兵庫県三田市藍本2610番地

呉竹電鋼株式会社

工場長 吉水謙支

平成29年11月29日提出

三田市長 森 哲 男

（提案理由）

市所有ため池を起因とする事故について、法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定し、和解を成立させる必要が生じたが、早期に解決を図るため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第6号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成29年11月13日

三田市長 森 哲 男

（専決処分すべき事項）

1 損害賠償の額の決定

損害賠償額 1,056,891円

2 相手方

兵庫県三田市藍本2610番地

呉竹電鋼株式会社

工場長 吉 水 謙 支

（理由）

市所有ため池を起因とする事故について、法律上の義務に属する損害賠償の額を決定し、和解を成立させる必要が生じたが、早期に解決を図るため専決処分する。